

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 告 示

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービス事業者の指定  
（障害福祉課）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出  
（同）

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立  
（水産業振興課）

○保安林の指定の解除  
（森林整備課）

○保安林の指定の解除の予定  
（同）

○保安林の指定の予定（二件）  
（同）

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可  
（都市計画課）

## 告 示

○宮城県告示第七百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一條第一号の規定により告示する。

令和六年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一一一〇〇一八	チャレンジドジャパ ン大崎セントラル 大崎市古川旭四一三	就労移行支援	株式会社チャ レンジドジャ パン	令和六年十二 月一日

一七第二奈須野テナ  
ントビル

○宮城県告示第七百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六條第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一條第二号の規定により告示する。

令和六年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一一一〇〇四〇七	就労継続支援B型事業所 猫のシツポ 岩沼市中央二丁目五 十一	就労継続支援B 型	株式会社暹斗	令和六年十一 月十五日

○宮城県告示第七百四十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二條の二第二項の規定による届出を審査した結果、気仙沼加入区、唐桑加入区、北上町十三浜加入区、河北町大川加入区、牡鹿町泊浜加入区、表浜加入区、石巻市東部加入区、石巻市万石浦渡波加入区、石巻市加入区、矢本町加入区、宮戸加入区、宮戸西部加入区、大塩釜加入区、塩釜市浦戸加入区、閑上加入区について、同法第百二十二條第一項の規定による同意があったものと認める。

令和六年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

宮城郡松島町根廻字清水一五の一・字上山王六の二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る）

2 保安林として指定された目的  
干害の防備

3 解除の理由  
道路用地とするため

二1 解除予定保安林の所在場所

宮城郡松島町根廻字清水一五の一・字上山王六の二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る）

2 保安林として指定された目的  
公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

柴田郡川崎町大字前川字松葉森山一の三五三・一の三五四・字藤株山一の二五六・一の二五八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

石巻市水沼字板橋二七

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢早坂五八の一、五九の三、六一の一（次の図に示す部分に限る。）、六一の三、七二、七四の一、字草木沢角間四八の四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和六年十二月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町杜の丘北部土地区画整理組合

二 事務所の所在地

黒川郡大和町杜の丘二丁目十四番地二

三 設立認可の年月日

令和二年七月三十一日

四 変更認可の年月日

令和六年十一月二十六日